

## 令和4年度特別区民税・都民税の 主な改正点についてお知らせします

### 住宅ローン控除の特例の延長等

住宅ローン控除特例の適用期限が、令和3年末から令和4年末に延長されました。

令和2～3年に契約(※)し、令和4年末までに入居した場合が対象です。また、この延長された期間に限り、合計所得金額が1000万円以下の人については、床面積40平方メートル以上50平方メートル未満の住宅にも適用されます。



※注文住宅の場合：令和2年10月～令和3年9月末  
分譲住宅の場合：令和2年12月～令和3年11月末

住宅ローン控除の特例が適用される要件について詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。



二次元コードをスマートフォンで読み取ると、国税庁ホームページをご覧ください。

### 特定配当等および特定株式等譲渡 所得金額に係る申告手続きの簡素化

個人住民税において、特定配当等および特定株式等譲渡所得金額に係る所得の「全部」(※)について住民税の申告を不要とする場合に、原則として所得税の確定申告のみで完結できるよう、令和3年分の所得税の確定申告書から、個人住民税に係る付記事項が追加されました。  
※「一部」の場合は、住民税の申告が必要です。



### NISA制度の見直し・延長

**つみたてNISA**  
口座開設期限が令和19年から令和24年に5年延長されました。

**一般NISA**  
積み立て投資を行っている場合には、別枠の非課税投資を可能とする二階建ての制度に見直した上で、口座開設期限が令和5年から令和10年に5年延長されました。

**ジュニアNISA**  
新規口座の開設が令和5年末で終了となります。



### セルフメディケーション税制の 拡充および適用の延長

特定一般用医薬品等の購入費を支払った場合に適用されるセルフメディケーション税制について、次のとおり見直しがされました。

- 適用期限が令和8年12月31日まで延長されました。
- 健康の保持増進および疾病の予防への取り組みを行ったこと等を証する書類の添付または提示が不要となります。ただし、明細書の記載内容を確認することがあるため、特定一般用医薬品等の購入費の領収書等や関係書類は、自宅で5年間保管してください。



特定一般用医薬品等について詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください。



二次元コードをスマートフォンで読み取ると、厚生労働省ホームページの「セルフメディケーション税制(特定医薬品購入額の所得控除制度)」のページをご覧ください。

### 国や地方自治体の 子育てに係る助成等の非課税措置

令和3年分以降、保育を主とする国や自治体からの子育てに係る助成等が非課税となりました。



#### 子育てに係る助成等の例

- ベビーシッターの利用料に対する助成
- 認可外保育施設等の利用料に対する助成
- 一時預かり・病児保育等の子を預ける施設の利用料に対する助成



※子育てに係る助成等と一体して行われる助成(生活援助、家事支援、交通費等)についても、非課税となります。

### 退職所得課税の適正化

勤続年数5年以下の退職手当等に係る退職所得(法人役員等を除く)の計算において、退職所得控除額を控除した残額のうち300万円を超える部分については、退職所得の金額の計算上2分の1とする措置を適用しないこととなりました。



問い合わせ 税務課課税係 ☎3578-2593~8、2600~8



区からのお知らせ

知って納得 住民税

住民税とは

住民税には、個人にかかる「個人住民税」と法人にかかる「法人住民税」があり、個人住民税は区で、法人住民税は都税事務所で賦課・徴収をしています。

区では、区民の誰もが心豊かに安全に安心して暮らすことができる地域共生社会の実現に向けて、さまざまな事業を行っています。これらの費用は、皆さんが納める税金によって賄われています。

住民税の構成

個人住民税は、「特別区民税」と「都民税」からなり、それぞれに「均等割」と「所得割」があります。この均等割と所得割の額を合計したものが1年間の税額(年税額)になります。

均等割

区内に住所のある人や、事務所・事業所・家屋敷のある人が一律に負担する税金です。

※特別区民税は3500円、都民税は1500円です。

※東日本大震災の復興に関し、区・都が実施する防災のための施策に要する財源を確保するため、平成26年度～令和5年度は、特別区民税および都民税の均等割額をそれぞれ年額500円引き上げています。

所得割

前年の所得に応じて計算された税額です。特別区民税の税率は6パーセント、都民税の税率は4パーセントです。所得の種類によって税率が異なる場合があります。

住民税を納める人(納税義務者)

住民税は、その年の1月1日現在の住所地で、前年の1～12月の所得に対して課税されます。

納税義務者	均等割	所得割
港区に住所のある人	○	○
港区に住所はないが、事務所・事業所・家屋敷のある人	○	-

住民税がかからない人(所得割も均等割もかからない人)

- その年の1月1日現在、生活保護法による生活扶助を受けている人
- その年の1月1日現在、障害者・未成年者・ひとり親・寡婦のいずれかに該当し、前年中の合計所得金額が135万円以下の人
- 同一生計配偶者・扶養親族がおらず、前年中の合計所得金額が45万円(給与収入で100万円)以下の人
- 同一生計配偶者・扶養親族がいて、前年中の合計所得金額が35万円×(同一生計配偶者と扶養親族(年少扶養を含む)の人数+1)+10万円+21万円以下の人

所得割がかからない人(所得割非課税)

- 同一生計配偶者・扶養親族がおらず、前年中の総所得金額等が45万円以下の人
- 扶養親族等がいて、前年中の総所得金額等が35万円×(同一生計配偶者と扶養親族(年少扶養を含む)の人数+1)+10万円+32万円以下の人

税金がかからない給与収入の限度額

給与所得者(アルバイト等を含む)の人で、1年間の給与収入の合計が100万円以下の場合は住民税はかからず(一部例外があります)、103万円以下の場合は所得税がかかりません。



1年間の給与収入	本人に税金がかかるかどうか		扶養に入ることができるか
	住民税	所得税	
100万円以下	かからない	かからない	できる
100万円超～103万円以下	かかる	かからない	できる
103万円超	かかる	かかる	できない

問い合わせ 税務課課税係 ☎3578-2593～8、2600～8

税の申告はお早めに 住民税(特別区民税・都民税)の申告書の提出期限は3月15日(火)です

住民税は、皆さんの申告および給与支払報告書等に基づき区が税額の計算と通知を行い、納税していただくものです。

住民税の申告が必要と思われる人には、2月1日(火)に、住民税の申告書を郵送します。住民税の申告書は、同封の「申告の手びき」を参考に必

要事項を明記の上、必要書類を添えて、3月15日(火)までにご提出ください。

郵送の場合 〒105-8511 港区役所税務課課税係

直接持参する場合 税務課課税係(区役所2階)または最寄りの総合支所区民課窓口サービス係(芝地区総合支所は相談担当)(台場分室を除く)

ご自身に必要な申告について確認しましょう

令和4年1月1日現在の住所は港区ですか?

はい

令和3年1月1日～12月31日に収入がありましたか?

はい

次の(1)～(3)のいずれかに該当しますか?

- (1) 1カ所から給与の支払いを受けている人で、給与収入が2000万円以下(年末調整済み)であり、給与所得・退職所得以外の所得の合計が20万円以下。
- (2) 2カ所以上から給与の支払いを受けている人で、主たる給与収入が2000万円以下(年末調整済み)であり、主たる給与以外の給与所得・その他の所得の合計が20万円以下。
- (3) 公的年金等の収入が400万円以下で、その他の所得の合計が20万円以下。

はい

収入が給与、公的年金等のみで、それらの支払者から区へ支払報告書が提出されていますか?

※給与支払報告書の場合、令和3年中に退職し、給与の支払金額が30万円以下の場合を除きます。

はい

源泉徴収票に記載されているもの以外に、対象となる控除(医療費控除等、一定の条件で所得から差し引くことのできるもの)がありますか?

いいえ

住民税(特別区民税・都民税)の申告書の提出は不要です。

いいえ

住民税の申告が必要な場合は、令和4年1月1日現在の住所地で手続きをしてください。

いいえ

所得税の確定申告書を税務署にご提出ください。

詳しくは、4面の記事「税務署からの確定申告のお知らせ」をご覧ください。  
※所得税の確定申告をした人は、住民税の申告書の提出は不要です。

はい

所得税の確定申告により所得税の還付がありますか?

いいえ

いいえ

港区居住の親族が、あなたを控除対象配偶者・同一生計配偶者または扶養親族として申告していますか?

いいえ

はい

住民税(特別区民税・都民税)の申告書を税務課課税係または最寄りの総合支所区民課窓口サービス係(台場分室を除く)にご提出ください。

問い合わせ

税務課課税係 ☎3578-2593～8、2600～8  
各総合支所区民課窓口サービス係(台場分室を除く) ☎欄外参照

☎電話受付のかけ間違いにご注意ください。





区からのお知らせ

### 便利な納税方法のご案内

#### Web口座振替受付サービス

パソコンやスマートフォンから、24時間いつでも簡単に口座振替の申し込みができます。区や金融機関の窓口へ出掛けることなく口座振替の申し込みができます。



二次元コードをスマートフォンで読み取ると、Web口座振替受付サービス専用サイトをご覧ください。

#### ペイジー口座振替受付サービス

口座名義人本人が、区の専用端末に銀行のキャッシュカードを通して、暗証番号を入力することで、口座振替の申し込みができます。各総合支所区民課窓口サービス係

(芝地区総合支所は相談担当)で手続きができます。必要なものは、本人確認書類および金融機関のキャッシュカードのみで、銀行届出印は必要ありません。デビット機能やクレジット機能の付いたキャッシュカードは利用できません。

#### 電子マネー決済 (LINE Pay・PayPay)

専用のアプリ(LINE Pay・PayPay)で支払う方法です。スマートフォンの専用アプリで納付書のバーコードを読み取ることによって、24時間いつでも支払うことができます。

#### コンビニ納付

- (1)現金と納付書を持ってコンビニへ
- (2)レジでお支払い
- (3)領収書とレシートの受け取り

#### モバイルレジ

スマートフォンのアプリを利用して、モバイルバンキング(インターネットバンキング)やクレジットカードで支払う方法です。専用のアプリを起動し、納付書のバーコードを読み取り、納付方法を選択して24時間いつでも支払うことができます。初回のみアプリのダウンロードが必要です。



二次元コードをスマートフォンで読み取ると、「モバイルレジ」のページをご覧ください。

※モバイルレジでモバイルバンキング納付を利用する場合は、事前に金融機関でモバイルバンキングの利用手続きが必要です。  
※モバイルレジでクレジット納付を利用する場合は、利用額の段階ごとに手数料がかかります(モバイルバンキング納付は手数料不要)。  
※電子マネー決済・コンビニ納付・モバイルレジは、納付金額が30万円以下の住民税(普通徴収)と軽自動車税(種別割)で利用可能です。

#### 問い合わせ

税務課税務係 ☎3578-2586~91

### 課税(非課税)・納税証明書の請求について

課税証明書は、住民税の課税額、前年の所得および扶養の状況等が記載され、非課税証明書は課税額が無いことを証明するものです。納税証明書は、課税証明書の内容に加えて納税額を証明しています。

請求には4つの方法があります。

#### 窓口申請

##### 必要なもの

本人	●印鑑 ●本人確認書類※
代理人	●印鑑(代理人のもの) ●代理人の本人確認書類※ ●委任状(本人が自署または記名・押印したもの)

※マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証、在留カード等で、顔写真付きのものは1点、それ以外は2点提示してください。

交付手数料 1通300円(無料になる場合があります)

発行できる場所 各総合支所区民課窓口サービス係(芝地区総合支所は証明交付担当)・台場分室

#### 郵送申請(本人による申請のみ)

##### 必要なもの

- 申請書(港区ホームページからダウンロードできます)
- 返信用封筒
- 本人確認書類の写し

交付手数料 1通300円の定額小為替(無料になる場合があります)

#### 申請先

〒105-8511 港区役所税務課税務係

#### 電子申請

必要なもの マイナンバーカード、クレジットカード、スマートフォン

交付手数料 1通300円(無料になる場合があります)。また、郵便にかかる実費をご負担いただきます)

#### コンビニ交付

必要なもの マイナンバーカードまたは住民基本台帳カード(事前に利用登録したもの)

各カードについて詳しくは、最寄りの総合支所区民課窓口サービス係(台場分室を除く)にお問い合わせください。

交付手数料 1通200円

利用時間 午前6時30分~午後11時(年末年始、メンテナンス時を除く)



二次元コードをスマートフォンで読み取ると、各証明書の交付申請ができるページに接続できます。



▲課税(非課税)証明書 ▲納税証明書

#### 問い合わせ

税務課税務係 ☎3578-2586~91

### 納税相談はお早めに

さまざまな事情により納期限までに納付することが困難な場合には、納税相談を受け付けています。

#### 徴収猶予について

一定の要件を満たしている場合には、納付期限の翌日から1年以内の期間に限り、徴収の猶予を認められることがあります。

#### 納税が遅れると延滞金がかかります

納期限までに納付されない場合は、納期限の翌日~納税の日の期間に応じて高い利率の延滞金が課せられます。※利率は国内の金利情勢により毎年変動します。

#### 滞納者に対する徴収強化を進めています

税負担の公平性確保の観点から、納期限を超えても未納が続く滞納者に対しては、債権(預貯金・生命保険・給与等)や、自動車・不動産等財産の差し押さえを行っています。

差し押さえた財産は、原則として、滞納している税金や延滞金に充当します。

#### 換価の猶予について

一定の要件を満たしている場合には、1年以内の期間に限り、滞納処分による財産の換価の猶予が認められることがあります。

#### 問い合わせ

税務課納税促進係・滞納整理担当

☎3578-2618~21・2626~33

### 税務関係民間団体のご紹介

区内の税務関係民間団体は、正しい税知識の普及および納税意識の向上を目的として、区や税務署等と連携し、団体相互に緊密な協調を図るとともに、地域社会の健全な発展に寄与する各種の社会貢献活動を行っています。

構成団体	団体名	主な活動
納連	芝納税貯蓄組合連合会	●税に関する広報活動、各種研修会の開催
	麻布納税貯蓄組合連合会	
青申会	(社)芝青色申告会	●記帳活動 ●税理士による無料相談 ●租税教室の開催
	(社)麻布青色申告会	
法人会	(公社)芝法人会	●税に関する作品(作文、標語、絵はがき)コンクールの開催 ●ボランティア活動 (バザー売上金の寄付)等
	(公社)麻布法人会	
間税会	芝間税会	
	麻布間税会	
小売酒販	芝酒類商連合会	
	東京小売酒販組合麻布赤坂支部	
税理士会	東京税理士会芝支部	
	東京税理士会麻布支部	



#### 問い合わせ

税務課税務係 ☎3578-2586

### 港区版ふるさと納税制度

皆さんの思いを込めて、港区を応援してください

港区版ふるさと納税制度は、「納税者が自ら寄付先を選択し、地域を応援する」というふるさと納税制度本来の趣旨を踏まえ、返礼品によらず、寄付者自身が寄付の活用先を選び、区の取り組みを応援する制度です。寄付の活用先は選ぶことができます(表参照)。

#### 申し込み方法

寄付の活用先により、申し込み方法が異なります。詳しくは、港区ホームページをご覧ください。



二次元コードをスマートフォンで読み取ると、港区ホームページの「港区版ふるさと納税制度」のページをご覧ください。

表 寄付の活用先

(I) 区の分野別取り組みを支援	産業・地域振興・観光分野
	防災・生活安全分野
	保健福祉・健康分野
	環境分野
	子育て・教育分野
	街づくり分野
(II) 区政全般を応援	新型コロナウイルス感染症への取り組み
(III) みなとパートナーズ基金へ寄付	
(IV) 文化芸術振興基金へ寄付	
(V) 港区奨学基金へ寄付	
(VI) 団体応援寄付金	

#### 問い合わせ

企画課企画担当 ☎3578-2528





国税庁e-Taxキャラクター「イータ君」

# 税務署からの確定申告のお知らせ

所得税・贈与税の申告書の提出期限・納期限は**3月15日(火)**です

## ご自宅からのe-Tax申告のご案内 ~スマホでらくらく確定申告~

**STEP 1** 国税庁ホームページにアクセス

**STEP 2** 送信方法を選択

スマートフォンはこちらから



二次元コードをスマートフォンで読み取ると、「国税庁 確定申告書等作成コーナー」のページをご覧ください。



マイナンバーカードをお持ちの人はこちら  
(マイナンバーカード方式)



マイナンバーカード 対応のスマートフォン



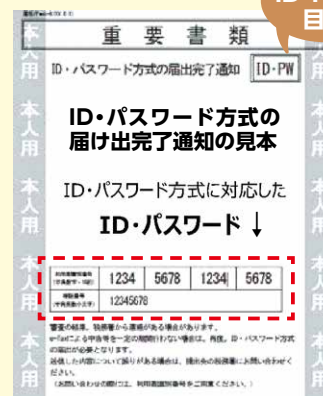
「マイナポータルアプリ」をインストールし、マイナンバーカードをスマートフォンで読み取ってください。

マイナンバーカードをお持ちでない人はこちら  
(ID・パスワード方式)

「ID・パスワード方式の届け出完了通知」は税務署で発行しています。

- 発行を希望する場合は、申告する本人が顔写真付きの本人確認書類をお持ちの上、**最寄りの税務署**にお越しください。
- 平成30年1月以降、税務署や確定申告会場にお越しになった人は、「ID・パスワード方式の届け出完了通知」が申告書の控えと一緒に保管されている場合がありますので、ご確認ください。

※ID・パスワード方式は暫定的な対応です。早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。



ID・PWが目印

**STEP 3** 画面の案内に従って金額等を入力し、e-Taxで送信して申告完了

申告書にはマイナンバーの記載が必要です。

確定申告書等を税務署へ提出する際は、「毎回」マイナンバーの記載とマイナンバーを確認できる書類および本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。



## 税理士による無料申告相談の日程

期間	会場	所在地	受付時間	事前申し込みサイト	事前申し込み専用電話番号
1月31日(月)・2月1日(火)	白金台いきいきプラザ 2階集会室B	白金台4-8-5	午前9時30分~11時30分、午後1時~3時30分	二次元コードをスマートフォンで読み取ると、申し込みページに接続できます。	<b>0570-006575</b> (受付時間: 祝日を除く月~金曜 午前9時~午後6時)
2月3・4日(木・金)	芝浦港南区民センター 1階区民ホール	芝浦4-13-1			
2月7~10日(月~木)	高輪区民センター 1階集会室	高輪1-16-25			
2月1日(火)~15日(火) (土・日曜、祝日を除く)	麻布税務署 別館会議室	西麻布3-3-5	午前9時30分~午後4時	二次元コードをスマートフォンで読み取ると、申し込みページに接続できます。	<b>0570-006577</b> (受付時間: 祝日を除く月~金曜 午前9時~午後6時)

※混雑回避のため、オンラインまたは電話による事前申し込みを受け付けます。  
 ※オンラインによる事前申し込みについては詳しくは、事前申し込みサイトをご覧ください。  
 ※電話による事前申し込みは、「管轄の税務署」「希望の会場および相談日時」等をお伝えください。また、電話が大変混み合う可能性がありますので、オンラインによる事前申し込みの利用をご検討ください。

※事前申し込み専用電話番号以外(税務署および地方団体)での電話による事前申し込みは受け付けていません。  
 ※一部、当日入場整理券の配布を行いますが無くなり次第終了します。ぜひ、事前申し込みをご利用ください。  
 ※土地、建物および株式等の譲渡所得がある人の利用はご遠慮ください。

## 確定申告会場の日程

開設期間	会場	所在地	時間
2月1日(火)~3月15日(火) (土・日曜、祝日を除く)(注)	芝税務署 5階会議室	芝5-8-1	受け付け: 午前8時30分~午後4時 相談: 午前9時15分~午後5時
2月16日(水)~3月15日(火) (土・日曜、祝日を除く)(注)	麻布税務署 別館会議室	西麻布3-3-5	

(注) 2月20日(日)・27日(日)は、東京国税局1階(中央区築地5-3-1)で受け付け・相談を行います。  
 ※令和3年分の申告書作成会場では、混雑回避のために「入場整理券」を配布します。  
 ※入場整理券は、当日、会場で配布する他、LINEによる事前発行を行います。  
 ※入場整理券の配布状況に応じて、受け付けを早く締め切る場合があります。  
 ※3月中は、入場整理券の入手が困難となること予想されますので、2月中の来署をお勧めします。  
 ※還付申告をする人は、上記開設期間の前でも相談を受け付けています。  
 ※車での来署はご遠慮ください。

### オンラインで事前発行

友だち追加はこちらから

二次元コードをスマートフォンで読み取ると、LINEアプリが起動し、国税庁LINE公式アカウントの「友だち追加」ができるページに接続できます。

詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください

国税庁 検索



### 問い合わせ

芝税務署 ☎3455-0551  
 麻布税務署 ☎3403-0591  
 東京国税局税務相談室 (英語対応のみ) ☎3821-9070

### 問い合わせ

東京都港都税務所個人事業税班 ☎5549-3805

## 都税事務所からのお知らせ

### 個人事業税の申告について

個人で事業を営んでいる人は、3月15日(火)までに、令和3年中の事業の所得等を、都税事務所に申告することになっています。ただし、所得税や特別区民税・都民税の申告をした人は、個人の事業税の申告をしたものとみなされ、別途申告をする必要はありません。

なお、年の途中で事業を廃止した場合は、廃止の日から1カ月以内(死亡による廃止の場合は4カ月以内)に個人の事業税の申告をする必要があります。

☎電話番のかけ間違いにご注意ください。